



(イ) 積立金額

区 分	金額 (千円)	算 定 基 礎
通常補てん 積立金	8,020,326	契約数量×1,200円/トン

ただし、補てん金の発動状況及び原料の需給見通しを勘案し、必要な場合は積立金の納入期限の延期や積増金の減額等を実施する。

(ウ) 異常補てん積立金

国が、異常補てん準備財産の造成のために、飼料機構に補助金を交付した場合、農林水産省生産局長が定め、飼料機構が契約数量に応じて按分した額を、契約会員（全農）から徴収した上で飼料機構に納入する。

現時点では国の飼料機構への補助金交付予定はないため0円とする。

オ. 配合飼料価格差補てん金の交付

(ア) 通常価格差補てん金

現時点では、今後の配合飼料の原料価格の変動幅を予測することが困難な為、交付額は積立金額と同額の8,020,326千円とする。

(イ) 異常価格差補てん金

飼料機構から異常補てん交付金の交付を受けたときに、契約会員（全農）に交付する。

現時点では、今後の配合飼料の原料価格の変動幅を予測することが困難な為、交付額は積立金額と同額の0円とする。

カ. 基金間移動

(ア) 移動申請書を他基金と照合し、承認・不承認を決定する。

(イ) 加入生産者のトン当たりの平均持分単価に移動数量を乗じ、他基金と精算する。

(3) 会費

契約会員（全農）が、30,076千円（当初年間契約数量トン当たり4.5円）を令和3年9月末までに納入する。

(4) 適正かつ合理的な事務の推進

ア. 会員及び指定飼料会社が開催する研修会に出席し、指導や助言を行う。

イ. 業務方法書や事務処理要領を見直し、制度の改善をはかる。